

平成 29 年第 3 回定例会 産業労働常任委員会

平成 29 年 12 月 13 日

亀井委員

地域未来投資促進法に基づく基本計画素案を中心に、何点か基本的なことを確認させていただければなと思っております。

まず、この基本計画は、県と市町村が共同して作成することになっておりますが、素案策定まで、具体的にどのような状況で行ったのか、まずその辺のところからお聞きしてよろしいでしょうか。

企業誘致・国際ビジネス課長

基本計画策定につきましては、県が事務局となって調整を進めてまいりました。

まず、基本計画を共同して策定することになります市町村に対しましては、7月31日の本施行に先立って、7月26日ですが、地域未来投資促進法と所管が重複いたします工場立地法担当者会議の開催をさせていただきまして、この場を活用して、関東経済産業局から地域未来投資促進法の概要を説明いただく機会を持ちました。また、8月11日には、改めて地域未来投資促進法市町村説明会を開催させていただきまして、関東経済産業局からこの制度に関する詳細な説明と私どもから本県の対応について説明をさせていただきまして、理解を得るとともに、基本計画に盛り込むべき事項等について照会も行わせていただいたところでございます。

一方、庁内の調整ということですが、地域未来投資促進法の対象となります分野は多岐にわたりますので、8月9日にクロスファンクショナル・ラウンドテーブルを立ち上げまして、私どもから制度の概要説明を行うとともに、市町村と同様に、基本計画に盛り込むべき事項について照会も行わせていただきました。

こうした照会結果に基づきまして、事務局を担う私どもで基本計画の原案を作成させていただいて、庁内、市町村との調整を重ね、10月27日頃には、事務局案を取りまとめさせていただきました。さらに、10月31日に、法律に基づく神奈川県地域経済牽引事業促進協議会を設置し、開催させていただきまして、事務局案の協議を行うなど、庁内、市町村、関係機関との調整を進めて、今回、基本計画素案という形で御報告させていただいたところでございます。

亀井委員

そういう御苦勞をされて、この基本計画素案をつくられたということですが、では、この素案の3ページ、地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標というところで、目指すべき地域の将来像の概略ということで、ここには雇用者数のパーセンテージが載っていますね。雇用者数の割合だけではないが、そういうことも踏まえながら、最後のところの地域経済牽引事業の新規事業件数27件、30年度から32年度の3カ年で、毎年度、各分野1事業を認定すると、そういう想定で設定しましたよということが書かれております。

頂いている報告資料の27ページのところに、地域の特性及び活用戦略という

ことで9分野が載っていて、多分この27件というのは、9分野掛ける3カ年、イコール27件になっているのかと思うのですが、私が冒頭申し上げたように、雇用者数の目標にばらつきもあるし、事業者数にもばらつきがある中で、9掛けるという、まずその9分野ということはおかしいのではないかな、どう理解したらいいかなということをお答えいただきたい。

企業誘致・国際ビジネス課長

9分野の設定ですが、具体的に申し上げますと、庁内及び市町村に照会をして、将来の本県の経済を担っていただけるような分野ということで設定をさせていただきましたのでございます。そういう形で設定をした9分野でございますので、計画の目標の設定ということに当たりましては、それぞれの分野から1事業ずつ毎年度御申請を頂くという考え方の下に、3年間の周知期間ということで、9分野掛ける3年の27件の地域未来牽引事業の知事承認を行うという考え方の下に設定をさせていただきましたのでございます。

ただ、この分野は必ず1分野ということではなく、先行会派のところでも御答弁させていただきましたが、それぞれいろんな事業をやりたいというお考えが当然あるかと思っておりますので、1分野から複数の事業計画が出てきても、当然承認をさせていただきます。さらには、できるだけ多くの企業がこの制度を使っていただきたいということを前提に、事業者の掘り起こしも行う中で、全体としてのこの27件の目標はクリアしてまいりたいと考えているところでございます。

亀井委員

今の話からすると、9分野で各掘り起こしも含めてやっていくのだということになります。しかし、私が申し上げた前提の条件をもう一回話すと、いろいろばらつきがある中で、同じ力点を置いたとしても、やはり件数的なばらつきがあつてしかるべきだと思っております。ただ、各分野一つずつ、1件ずつという。そういう目標自体が甘いのではないかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

今回、地域経済牽引事業としての目標の件数ということでのお尋ねと関連をするような形で大変申し訳ないのですが、地域経済牽引事業に求められる事業内容に関する事項ということで、経済的付加価値額の増加額を、先ほども御答弁申し上げましたが、6,600万円以上していただくという計画を出してございます。それは、地域未来投資促進法が地域の経済をけん引していただくような大きな投資、大きな発注あるいは大きな雇用をもたらすような事業者に対する支援策ということで用意をされた制度になっているという考え方に基づくものでございます。

したがって、一定程度大きな報酬をもたらすような事業者、事業計画ということになりますと、おのずと認定される件数はある程度限定がされるのかとも考えているところでございます。

亀井委員

今、御答弁いただきましたが、付加価値額の話もありましたが、そういうことも含めた上で、この27件という数字、一つずつ、9分野に1件ずつ、それを

3カ年で、ということはもちろんそうなのですが、大前提で、それをもうメリハリをつけるとか、しっかりそこは分析しながら、目標の立て方をしっかり再考すべきではないかなと思うので、そこは是非検討していただきたいなと思います。

次のページの4ページのところで、任意記載のK P Iというのが載っていて、これ追加候補のところはまだ調整中になっているのですが、再度の御答弁になるかもしれませんが、これっていつぐらいまでに、どういう数字がここに当てはめられるのですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

任意のK P Iの追加候補として現在検討しておりますのは、観光消費額総額と生活支援ロボットの商品化件数ということで、現在、関係課と調整をしているところでございます。今後の予定のところにも書いておりますが、計画案を2月に議会に御報告させていただきたいと考えてございまして、その中では、ここの部分を掲載させていただきたいと思っております。

冒頭、部長の報告の説明にもありましたように、この計画は、計画期間を平成34年度までということにさせていただいておりますが、それぞれの個別の計画がございまして。そういった計画と計画期間が異なるものですから、異なる部分との調整ということも必要ですので、現在、まだ調整中とさせていただいているところでございます。

亀井委員

分かりました。

今開いている4ページのまた同じページなのですが、3のところでは地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項というのがあります。

そのところに地域の事業者に対する相当の経済的効果というのが出ていまして、1から4まで項目が載ってまして、1番のところは、促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で10%増加すると。これは促進区域内ということですから、神奈川県内ということで、取引が10%アップすると記載されています。

二つ目のところで、促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で10%増加するという。この売上げを上げるには、相手方は県内の事業者でもよろしいということですね。

さらに三つ目として、促進区域に所在する事業者の雇用者数が5%増加すること。ですから、これは東京から働きに来る人の人数が増えたとしても、これはよろしいということでしょうか。

企業誘致・国際ビジネス課長

お尋ねの点ですが、①につきましては、委員おっしゃるとおりでございまして、促進区域内での取引の関係でございまして。

②につきましては、地域経済牽引事業者の売上げが伸びればいいということですので、これは促進区域内外双方を合わせた売上げの伸び率ということでございます。

促進区域に所在する事業者の雇用者数ということですが、こちらにつきましても委員お話しのとおり、雇用者が例えば100人いれば、5年間の計

画であれば105人になればいいという計画となっております。この雇用者につきまして、県内雇用であることが望ましいわけですが、法律上は、ここの部分につきましては特段の制限を設けているわけではありませんで、委員からもお話がありましたように、仮にでいえば、東京都から通われている方も当然常用雇用者ということになりますので、カウントの内容の中には入ってこようかと思っております。

亀井委員

これは、神奈川県内の活性化のことも含めてだと思うので、極力売上げを上げるにしても、県内企業同士の売上げで、それが経済として回っていけば経済のエンジンが回るかなということも考えられますし、雇用者にしても、東京から、通いやすいからということであるというのもあるでしょうが、極力県内の方々を雇用していただいたほうが、よりこの法律の趣旨にのっとった、そういう扱いになるのではないかなと思うのですが、これはいかがですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

委員おっしゃるとおりだと私も考えてございます。

実際の地域経済牽引事業として、事業計画を承認するのは知事の権限と法律上なっております。計画策定に当たりまして、当然認定するまでの間、相談とか事業内容の精査等を私どもの方でさせていただくこととなりますので、今御指摘の点も含めて、事業計画の内容を精査してまいりたい、御相談に応じてまいりたいと考えております。

亀井委員

分かりました。

次に、経済産業省の資料を拝見させていただいたのですが、そうしましたら、地方スキームとして、地方税の減免に伴う補填措置がありますよね。例えば固定資産税を減免した場合、地方公共団体、ここは固定資産税ですから措置主体になりますが、減少補填ということが書いてあるのですが、具体的にどういう形で補填をされるのですか。

企業誘致・国際ビジネス課

手元にある資料でお答えをさせていただきますが、確かに、今回の地域未来投資促進法に基づきます財政面での措置に関しまして、減税措置等を地方自治体がとった場合には、その減収補填をするということが記載をされてございます。

それに関しまして、実際の減収補填措置を受ける際には、市町村あるいは都道府県で財政力指数による制限というのがかかってございます。例えば都道府県の場合は、財政力指数が0.46未満であることというのが条件となっております。本県の場合、例えば不動産取得税を2分の1軽減した場合、2分の1相当分の減収補填が受けられるかということ、この財政力指数が条件となりまして、本県の場合、平成27年度の財政状況資料集によりますと、財政力指数0.91745となっております。こうなっておりますので、残念ながら、本県においては国からの補填措置は受けられないということになります。

亀井委員

これは地方創生推進交付金が使えますよね。国から2分の1、残りの2分の

1に関しては各県でやるという話も聞くと、このスキームを御説明していただいてよろしいですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

地方創生推進交付金の活用につきましては、地域未来投資促進法におきます支援策の一つとして位置付けられたものでございます。この交付金を活用して、事業者に対して支援が可能になるということになるわけですが、実際に事業者に対して支援を行う場合につきましては、地方創生推進交付金のスキームに合わせて地域再生計画を新しく追加策定をして、内閣府の承認を得るという必要がございます。そういう形で承認を受ければ、地方創生推進交付金という形で、自治体が事業者に補助金を出す場合に、国に2分の1補填を頂けるという制度になるという形でございます。

ただ、今、委員からもお話しございましたように、2分の1は自治体の自己財源で用意をしなければいけないということもございまして、それから、事業者の事業内容によりましては、県が支援する方がいいのか、市町村が支援する方がいいのか、十分吟味する必要もございまして。

したがって、そういう制度として、メニューとしては用意されてございますが、実際に用意する財源も含め、それから誰が支援するべきなのかということも十分整理をする必要があろうかと考えてございます。

亀井委員

これは不交付団体にも適用されますか。

企業誘致・国際ビジネス課長

地方創生推進交付金の活用につきましては、交付団体、不交付団体の差はございませんで、現在も、一般の地方創生推進交付金は予算措置等をされているかと承知をしてございます。

亀井委員

分かりました。

次なのですが、経産省の資料の中で、規制の特例措置という話の中で、農地転用許可とか市街化調整区域の開発許可等に関する配慮というのが載っているのですが、これ、本県にとっては近郊農業とかに力を入れている中であって、この辺の配慮ということは、どのように本県としては考えればよろしいですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

実際の農振農用地を活用して、事業計画を遂行しようとする場合でお答えをさせていただきます。

今回の基本計画では、農振農用地につきましては、促進区域から除外する区域として設定はしてございません。つまり、配慮すべき区域の中に農振農用地を入れてございます。配慮すべき区域ということにつきましては、仮に、その中に農振農用地が入っていても、事業が可能なスキームにはなっております。

ただ、実際の地域未来投資促進法のスキームでは、まず基本計画の中に、農振農用地区域というのは調整区域の中にございますので、調整区域の中の開発をしようとする場合、重点促進区域というのを定める必要がございます。ただ、今回、皆様にお示しをしてございます私どもの素案では、重点促進区域は設定

をしてごさいませんので、今現在のスキームでは農振農用地区域の開発はできない形になっています。

ですので、仮にやろうとした場合でお答え申し上げますと、まずは基本計画を変更して、重点促進区域を設定すると。重点促進区域を設定した上で、実際の開発を行う場合につきましては、市町村が土地利用調整計画を策定する必要がありますが出てきます。市町村が土地利用調整計画を策定し、知事が承認することで、実際には事業が可能となってまいります。こういう手続を踏んだ上で事業を実施していく形になりますので、現時点では、本県の農業の振興ということも兼ね合わせまして、重点促進区域の設定を行っていないところをごさいいます。

ただ、今後、市町村の総合計画や農業行政の見直しの中で、例えば農地の開発をしていきたいということがあるかもしれませんので、そういう場合につきましては、スキームとしては用意をさせていただいているところをごさいいます。

亀井委員

では、この質問の最後となるのですが、地域未来投資促進法の支援策が使えるのですが、それに加えて、本県のセレクト神奈川100の支援策もあるし、かつ基礎自治体の支援策もあるわけです。その何か連携の仕方というか、兼ね合いの仕方というか、その辺はどのように考えたらよろしいですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

お話のように地域未来投資促進法の支援以外にも多様な支援策がごさいいます。基本的には、それぞれの制度で対象とする要件を定めていると。それぞれの制度で目的もそれぞれ違いますので、要件もそれぞれ違っているということをごさいいます。

したがって、それぞれの支援策ごとに個別に判断をしていくことになるかと考えてごさいいます。

仮に、それぞれの制度で定めた要件を満たした事業計画の場合、例えば県外の事業者が神奈川県内に新しい事業所をつくるという計画で、6,600万円以上の付加価値額を増加して、投資額も例えば中小企業であればセレクトの5,000万円を超えて、雇用人数もセレクトの要件にも合致しているという、全てにマッチしたような事業計画の場合につきましては、地域未来投資促進法では設備投資に対する減税措置が御用意されていますから、これが活用できますし、セレクト神奈川100では企業誘致促進補助金とか不動産取得税の軽減措置、2分の1軽減ですね、それから企業誘致促進融資もメニューとしては用意されています。更に加えて、市町村の支援制度がごさいいます。それぞれの市町村ごとに支援策は異なっているわけですが、要件さえ合えば、助成金や固定資産税の減免などといった支援制度が、それぞれ併用可能という状態になろうかと思っております。

亀井委員

それでは、次の質問にまいります。自動車産業の構造転換に伴う県内企業への影響と今後の対応についてということで、我が会派の代表質問でも取り上げて、知事からの答弁を頂いたところをごさいいますが、何点か確認の意味で、また基本的なことを確認させていただければなと思います。

県内には、今どのぐらいの自動車関連製造業が立地して、市場規模ってどのぐらいなのか。

産業振興課長

平成 27 年の県工業統計調査のデータでお答えをさせていただきます。

まず自動車関連製造業の立地状況でございますが、従業者 4 名以上の自動車及び同附属品製造業の企業ですが、県内で約 450 所ございます。また、市場規模ですが、製品出荷額でございますが、年間約 3 兆 3,000 億円でございます、本県の製造業全体の約 2 割を占めている状態でございます。

亀井委員

脱エンジン車の普及状況と今後の普及見込みをどのように考えていますか。

産業振興課長

脱エンジン車のうち、EV に関する話でお答えをさせていただきたいと思えます。

まず普及状況ですが、(一社)次世代自動車振興センター、このところの調査によりますと、平成 28 年度末現在の保有台数ですが、全国で約 8 万 8,200 台となっております。これは県乗用車の保有台数の約 0.1%に当たります。

次に、普及の見込みですが、これはある民間調査会社の調査結果で御答弁させていただきますが、世界では、2020 年で自動車全体の 1%と予測されているという状況でございます。

亀井委員

非常に少なく見積もっているんですね。

次の質問ですが、脱エンジン車では、エンジン車に比べて部品点数が減ると言われておりますが、どのぐらい部品点数が減るのか、どのような部品が不要になるのか、それと車全体でどのぐらいの部品を使っているのか、教えていただけますか。

産業振興課長

経済産業省が、古いのですが、2010 年に出しました素形材産業ビジョンという調査によりますと、エンジン車の部品点数が 3 万点と仮定されています。脱エンジン車のうちの EV の普及によって約 4 割に相当する 1 万 1,100 点程度の部品が不要になるとなっております。また、EV の普及によって不要となる割合が最も高いのはエンジン部品でございます、エンジン部品は約 7,000 点程度となっておりますが、これが全く不要になってくるという形になってございます。その他トランスミッションなど駆動伝達系及び操縦部品や電装・電子部品、これがエンジン車と比べて簡素化されると聞いています。

亀井委員

1 万 1,100 点ぐらい要らなくなるでしょうねということと、エンジンに関しては 7,000 点ぐらいが不要になってしまうということですが、これって事業所にすると大体どのぐらいの事業所になると思えますか。

産業振興課長

実は、その点というのを私どもまだ把握ができておりません。事業所の製造の割合の中でどのぐらい自動車をつくっているかという影響調査みたいなのがあるようなのですが、全体としてはまだ把握できていない状況でございます。

亀井委員

把握できていなのではしょうがないですが、そうすると、もし仮に最悪の場合は、多くの失業者の方が出てくるでしょうし、事業の閉鎖をするという話になると、会社の倒産、破産とかにつながっていくかなと思うのですが、その失業者の方々とか、会社の事業所の破産を食い止めるということに関しては、県としてできることって何かありますか。

産業振興課長

産業構造の転換ということだと思いますので、一つは、例えばEV化によってなくなることは先ほど御答弁させていただいたのですが、例えばEV化によって必要となる部品やそういったものも出てくるということも一方であろうかと思えます。例えばEV化ですと、当然、モーターや電池があります。それから、軽量化を求められますので、軽量化の素材の技術なんかも必要になってくるだろうと予測をしています。そういったことがございますので、そういった負の面、それからプラスの面を合わせて、やはりどういう状況なのかという正しい情報をお届けするのが県の役割なのかとは考えているところでございます。

亀井委員

エンジン車がなくなっても、電気自動車になるとEV化のための部品製造が出てくるのでしょうか。更には軽量化もしなきゃいけないから、そのうちのノウハウも含めた上での技術的な仕事も出てくるでしょうということになると、今エンジン車をつくっている企業がそういうところにシフトしていく、若しくはそういうところに対して、事業承継していかなきゃいけない。具体的にどういう形で事業承継できるのですか、それは。

産業振興課長

具体といいますか、まず、やはり企業自身が御自分の持っている技術がどう転換するかということ認識していただく必要があるなと思っていて、まずは、その部分を県として取り組んでいきたいと考えております。

亀井委員

最悪の場合の前にやらなきゃいけないと思うのですが、具体的に県はどうやってやるのか。

産業振興課長

現在考えてございますのは、まずEV化の普及状況で、先ほど御答弁をさせていただいたとおり、まだ数年先も1%ということでございます。ただ、やはり危機感を持って取り組まないといけないものだと認識をしております。

そこで、まず情報提供ということでございますが、私ども所管の工業団体等がございまして、そこで、例えば専門家の方や世界の動向に詳しい方、そういった方に御講演を頂くと。その上で、そういった情報を更に県内の経済団体や中小企業の支援団体を通じて情報提供をしていくと、今考えているのはそういう状況でございます。

亀井委員

非常に楽観的ですね。中国だってヨーロッパだって、もうEVにどんどんシフトしようとしているではないですか。もし仮に、最悪の場合が生じるような、もっと悲観的なことが起きるような形で対応していかなければいけないとなっ



た場合に、中小企業の方々がばたばた倒産するということは避けなければいけないと思うのです。そのためには、我々の持っている制度融資も使っていかなければいけないと思いますが、どういうメニューで、どのような形で対応していくのか。

金融課長

ただいま制度融資の中に事業承継に関する融資メニューがございます。それにつきましては、今、中小企業経営承継円滑化法という法律の認定を受けて使っていただくような、そういったメニューになっておりますが、そういったメニューの内容も見直しながら、状況に応じて御利用しやすいようなメニューにして、対応していきたいと考えております。

亀井委員

自動車産業の構造転換に伴う影響とか今後の対応というのは、今御答弁いただいたような形の楽観視ができるかということ、私はそうは思っていないくて、ある方によると、危機管理というのは悲観的に準備をして、対応は楽観的にするのだと。悲観的に、こんなことないだろうなというところまでしっかりと準備をして、もしあったときには、要するに、楽観的に対応していかなきゃいけないということを言っていました。

県の場合は、今の話だと非常に逆だなと思っています。楽観的に準備をして、もし何かあったら慌てふためくという形になってしまうのではないかなと思うので、是非もっと悲観的に準備した方がいいと思います。しっかりと検討して、これからの自動車産業の構造転換に生かしていただきたいと要望して、質問を終わります。